

経済要録

国 内

◆政府、「財政構造改革の推進について」を閣議決定

政府は、6月3日、同日発表された財政構造改革会議の最終報告「財政構造改革の推進方策」を受け、「財政構造改革の推進について」を閣議決定した。

その概要は、①財政健全化目標（財政赤字対GDP比3%、赤字国債発行ゼロ）を2003年度までに達成、②今世紀中の3年間を「集中改革期間」と定め、その期間中は「一切の聖域なし」で歳出の改革と縮減を進める、③平成10年度予算一般歳出を対前年度比マイナスとする等。さらに、具体的な改革と歳出削減の対象として以下の項目を挙げた上で、法律化すべきものを精査の上、財政構造改革のための法律案を早急に取りまとめるべく作業を進めるとしている（なお、同決定を受けて取りまとめられた法律案の内容の骨子については、別項「財政構造改革のための法律案について」参照）。

1. 社会保障
2. 公共投資
3. 文教予算
4. 防衛
5. ODA（政府開発援助）
6. 農林水産
7. 清算事業団債務
8. 整備新幹線
9. 科学技術予算
10. エネルギー

11. 中小企業対策
12. 地方財政
13. 補助金
14. 定員・人件費
15. その他

◆企業会計審議会の報告書について

企業会計審議会は、6月6日、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を発表した。両報告書の概要は以下のとおり。

- I. 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」
 1. 審議の背景と経過
 - (1) 我が国における連結財務諸表制度は、昭和50年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和52年4月以後開始する事業年度から導入され、その後、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ等、連結財務諸表制度に係る数々の充実・見直しが図られてきた。
 - (2) 近年、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。このような環境の変化に伴い、企業の側に

おいて連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側においても、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まっている。

(3) 企業会計審議会（会長 森田哲彌 日本大学教授）では、このような状況に鑑み、平成7年10月以降、「連結財務諸表制度を巡る諸問題」について審議を行い、本年2月に「連結財務諸表の見直しに関する意見書案（公開草案）」を公表し、広く各界から意見を求めた。

同審議会は、公開草案に対して寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を重ね、今般、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を取りまとめ、公表するものである。

2. 意見書の概要

(1) 連結ベースのディスクロージャーの充実等（個別情報を中心としたディスクロージャーから、連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換）

① 連結情報の充実（「営業の状況」や「設備の状況」等の連結ベースでの記載、企業集団の概況・業績等のセグメントごとの記載など）を行うとともに、有価証券報告書等の記載順序を、従来の個別・連結の順序から、連結・個別の順序とする。

なお、連結情報を充実させることに伴い、有用性が乏しくなると考えられる個別情報等については、可能な範囲で簡素化し、ディスクロージャーの効率化を図る。

- ② 企業のオフ・バランス情報、リスク情報等について、連結ベースでディスクロージュし、臨時報告書についても連結ベースの提出要件を追加する。
- ③ 連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表を導入し、公認会計士又は監査法人による監査の対象とする。
- ④ 持株会社の業績は特に傘下の子会社の業績に左右されることになるため、企業集団に係る情報及びセグメント別の情報が一段と重要となる。このため、主要な子会社の損益情報等、開示事項について更に検討を加え、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 連結子会社がないため連結財務諸表を作成していない会社について、個別財務諸表上、関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等を注記する。

(2) 連結財務諸表の作成手続等の整備（連結財務諸表原則の改訂）

- ① 子会社・関連会社の範囲の見直し子会社の判定基準として、他の会社に対する議決権の所有割合が過半数の場合に加えて、高い比率の議決権を有しており、かつ、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合等、他の会社の意思決定機関を実質的に支配している場合には、当該会社は子会社に該当するものとする（支配力基準の導入）。

関連会社についても、その判定基準として、議決権の所有割合が百分の二十以上の場合に加えて、一定の議決権を有しております、かつ、財務及び営業の方針決定

に重要な影響を継続的に与えることがある場合には、当該他の会社は、関連会社に該当するものとする（影響力基準の導入）。

② 税効果会計の適用

会計上は費用として処理されるが税務上は損金として取扱われない事項等がある場合において、当期純利益が当期の業績をより適切に反映したものとなるよう、法人税等を期間配分する税効果会計が国際的に広く採用されており、その適用を原則とする。

③ 親子会社間の会計処理の統一

同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、「原則として」会計処理の統一を求める。

④ 國際的調和の観点を踏まえた連結手続の明確化・連結財務諸表における表示区分の見直し

（3）上記のような連結財務諸表制度の改革は、21世紀に向けての、活力ある証券市場の確立に貢献するものと考えられる。

なお、実施時期については、見直しの対象が多岐にわたっており、今後、経理処理のためのコンピュータ・システムを新たに構築する等の企業側の受入準備が必要であり、これらを考慮すると、平成10年4月以後開始する事業年度から一部実施し、平成11年4月以後開始する事業年度から、本格的に実施されるよう措置する。

3. 今後の審議予定

企業会計審議会は、引き続き、連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表の

作成基準等について審議する予定である。なお、開示書類の具体的な記載内容等については、今後、開示様式に係る関係省令の改正により手当てするとともに、日本公認会計士協会において、会計処理等に当たっての具体的な実務指針の作成が行われる。

Ⅱ. 「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」

1. 審議の背景と経過

（1）金融商品に係る時価情報の開示は、平成2年に企業会計審議会が取りまとめた「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書」を踏まえ、先物取引・オプション取引及び市場性のある有価証券（平成3年3月期以降）、先物為替予約取引（平成7年3月期以降）、デリバティブ取引全般（平成9年3月期以降）に逐次拡大・充実されてきた。

（2）企業会計審議会では、平成8年9月から、金融商品部会において、我が国の会計実務、諸外国の会計処理基準、国際的動向等について審議を行い、今般、論点整理（中間報告）を取りまとめた。今後、整理された論点について引き続き検討し、来年夏頃を目途に意見書を取りまとめる予定である。

2. 論点整理の概要

（1）時価評価の導入

金融商品は、非金融商品（営業資産）と異なり、取引市場が存在することにより時価を把握し、かつ、いつでも換金等により損益を確定できる（価格の客觀性及び売買の自由の保証）。

従って、時価の変動を財務諸表において認識することによって、金融商品の多様化、価格変動リスクの増大等に伴う企業の財務活動の実態をより的確に反映した情報を提供することが必要であるとの考え方に対し、時価評価導入のあり方を検討する。

- ① 金融商品の種類（デリバティブ取引、有価証券、特定金銭信託、営業債権・債務等）及び保有目的（トレーディング、長期・短期保有、企業支配等）及び拘束的性格等を勘案して時価評価の範囲を検討する。
- ② 時価の変動を認識した後の評価差額の処理方法を検討する。
(注) 時価評価導入に当たっては、時価測定が困難なもののが扱い、財務諸表の注記情報との関係、配当可能利益との関係等の問題点がある。

(2) ヘッジ会計の導入

ヘッジ目的の取引の経済的実態を財務諸表に的確に反映させるために、ヘッジ会計の導入について検討する。

(3) 複合金融商品の区分処理

新株引受権付社債は、資本取引部分を区分して処理することを検討する。なお、転換社債は、社債と株式転換権が一体となっており、各々独立して存在するものではないことから、区分して処理することは適当でないとの意見について検討する。

また、資本取引部分を含まないものは、その構成要素を分解しても投資情報として有用性が乏しく、区分処理する必要はないことについて検討する。

(4) 金融資産・負債のオフバランス化要件

リスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチの2つの考え方のうち、債権流動化市場の活性化等の観点から、実質的な経済効果を重視する「財務構成要素アプローチ」を採用することを検討する。その際、我が国の実情にあったオフバランス化の要件等について考慮する。

(5) 貸付金の減損

貸付金に係る回収不能見込額については、従来の①担保処分見込額、②保証による回収見込額、③過去の貸倒実績率による測定方法に加え、延滞債権や金利減免・棚上げ債権等について、将来回収される元利金のキャッシュ・フローの割引現在価値を用いる方法を検討する。

(6) 表示方法

ネットティングに係る相殺表示、流動・固定を区分する基準を検討する。

(7) 商法との調整

金融商品に係る会計処理基準として時価評価を導入する際には、現行の商法の計算規定との間に不一致が生じることから商法との調整を行うことが必要になると考えられる。

◆郵政審議会の答申について

郵政審議会（郵政大臣の諮問機関）は、6月10日、「郵便局ビジョン2010－国民共有の生活インフラ情報・安心・交流の拠点へ」を取りまとめ、同審議会の答申として郵政大臣あてに

提出した。

同答申では、郵便局窓口を通じた民間金融サービスの利用を可能とする「郵便局のオープンネットワーク化」の実現、「日本版ビッグバン」への対応、資金運用の在り方の見直し等の提言を行っているほか、郵便局民営化に関する試算結果を示している。

◆日本銀行法の改正について

6月11日、参議院本会議において、現行日本銀行法の全部を改正し、金融政策の独立性強化等を図る日本銀行法案が、可決され、成立した（6月18日公布。なお、法律の内容については『日本銀行月報』1997年5月号「経済要録」参照）。

◆独禁法の改正について

6月11日、参議院本会議において、持株会社解禁に係る独禁法改正案が可決され、成立した（6月18日公布）。

◆金融システム改革連絡協議会、「金融システム改革のプランのとりまとめにあたって－金融システム改革の基本的な視点－」を発表

金融システム改革連絡協議会は、6月13日、「金融システム改革のプランのとりまとめにあたって－金融システム改革の基本的な視点－」を発表した。同協議会は、金融システム改革に関係する各審議会（証券取引審議会、金融制度

調査会、保険審議会、企業会計審議会、外国為替等審議会）の検討状況について意見交換を行い、相互に関連する問題について議論する場として、平成9年1月に設置されたもので、各審議代表者で構成。同発表文の内容は以下のとおり。

1. 昨年11月、橋本総理大臣から、内閣の最重要課題の一つとして、金融システム改革に全力を挙げて取り組むようにとの指示が、大蔵大臣及び法務大臣に対して行われた。総理指示による金融システム改革は、2001年までに、我が国金融資本市場がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的な市場として復権するよう、フリー・フェア・グローバルの3原則に則って、金融システムの安定に細心の注意を払いつつ、速やかに改革を実施していくというものである。
2. 金融関係5審議会は、我が国金融資本市場の活性化に向けて、従前より様々な検討を行ってきたが、今般明確な期限を示した総理の指示を踏まえ、2001年までに改革が完了するプランの検討を開始し、銳意審議を重ねた。また、改革を一体的なものとして円滑に推進するため、5審議会代表者による金融システム改革連絡協議会において、相互に関連する問題等について意見交換を行った。更に、結論の得られたものから速やかに実施するとの方針の下、本年5月には、改革のフロントランナーとして、外国為替及び外国貿易管理法改正法が国会で成立し、来年4月から内外資本取引の自由化等が実施される予定である。こうした過程を踏まえ、今般、金融システム改革のプランが取りまとめられるに至った。

3. 我が国では、バブルの生成とその崩壊という経験を通じて、これまでのいわゆる右肩上がりの経済成長を前提とした経済社会システム全体の見直しが国民共通の緊急課題となっている。政府においては、橋本總理のイニシアティブで、行政改革、財政構造改革、社会保障制度改革、経済構造改革、金融システム改革、教育制度改革といった6つの改革が同時に推進されている。

我が国経済が21世紀の高齢化社会においても活力を保っていくためには、経済社会システムの構造的な変革が必要であり、経済の基盤ともいるべき金融システムについても、21世紀の我が国経済を支える優れたものとして変革されなければならない。更に、情報通信技術や金融技術の革新が進展し、市場間の国際的な競争が高まる中で、我が国金融資本市場が利便性等の点で欧米に劣後し、取引が海外に逃避するいわゆる金融資本市場の空洞化といった事態から脱却するためにも、市場機能の活性化が急務となっている。

4. このような大きな環境変化や克服すべき緊急課題を前に、改革の処方箋作りに各審議会は発想を新たに取り組んだところである。今般の金融システム改革は、我が国金融資本市場の活性化を図ることにより、資金余剰基調が定着した金融構造においても1200兆円に上る個人金融資産がより有利に運用され、その資金が次代を担う成長産業等に円滑に供給されることを可能にするとともに、海外との間での資金フローをより活性化し、ひいては円の地位の向上にも資することを目指すものである。各審議会は、こうした認識の下、具体的な項目について鋭意検討を行ったところで

あるが、ここでは、各審議会に共通する金融システム改革の基本的な視点として、以下の点を強調しておきたい。

(1) 自由で競争力のある国際的な市場の実現

業務、商品、価格、組織形態等の自由化を大胆に進め、市場原理が十分に働く自由な市場とすることにより資源の最適配分を図る必要がある。更に、我が国金融資本市場の魅力と利便性を国際水準にまで高め、国際的に競争力のある市場の実現を図っていくべきである。そして、こうした自由化を大胆に進めることにより、21世紀における金融サービス業を展望すれば、伝統的な預金・貸付業務のウェイトが相対的に減少し、様々な金融技術や情報生産機能を駆使した、より高度で多様なサービスが業態の枠を超えて提供されることが期待できる。

(2) 公正で透明なルールの構築

自由な競争は同時に公正でなければならぬ。そのためには、市場機能の発揮を支える公正で透明な取引ルールやディスクロージャー、更にはルール違反に対する明確なペナルティー等についても整備が必要である。

(3) ルールに基づく透明性の高い金融行政への転換

市場規律と公正で透明なルールが機能する市場においては、金融行政のあり方についても、市場機能を補完する役割に徹し、事前調整的な裁量行政からルールに基づく透明性の高い行政への転換を早急に完了することが当然の前提となる。

(4) 市場参加者の自己規律と自己責任意識の徹底

このような市場機能を重視したルールの構築と新たな金融行政への転換が図られる中で、金融機関、資金調達者及び投資者等の市場参加者においても、厳格な自己規律と自己責任意識を持って行動することが求められる。

(5) 金融システムの安定性の確保

金融システム改革は21世紀の日本経済にとって不可欠なものであるが、反面様々な苦痛を伴う。金融機関の不良債権の処理を速やかに進める一方で、改革の進行には全力を挙げていかなければならず、金融システムの安定には引き続き細心の注意を払う必要がある。

5. 金融システム改革のプランは、こうした視点を踏まえて策定したものであるが、改革を一体的に進めることが重要であるとの観点から、市場参加者の意識の変革を促すことも念頭に置いて、各措置についてタイムスケジュールを明確に提示した。今回の金融システム改革は、自由化の思い切った総仕上げを行うことを中心とする極めて広範かつ抜本的な市場改革であり、提示したスケジュールに沿って早期かつ一体的に実施されることが必要である。

また、金融関係税制については、金融システムの抜本的改革にあわせて、公的サービスの財源である税の基本的性格、公平・中立・簡素といった租税原則、さらには国際的整合性の観点をも踏まえ、その望ましいあり方について検討を進めていく必要がある。

更に、金融システム改革の進展に伴い、業態にとらわれない自由な市場参入や多種多様な金融商品・サービスの提供が予想されることから、改革の進展状況を踏まえつつ、利用者の視点に立って、市場参加者に横断的なルールを適用する法的枠組（いわゆる金融サービス法）の整備をも視野に入れて、中期的な視点で幅広く検討すべきである。

6. なお、昨今の金融機関を巡る様々な不祥事について、最後に、一言述べておきたい。こうした不祥事は、金融システム改革を着実に実施する意味においても、極めて遺憾なことであり、法令遵守や企業倫理の徹底により一刻も早い信頼回復を図る必要がある。活力ある国民経済に向けた今般の改革における金融機関の果たす役割の大きさに鑑みれば、その社会的責任と公共的使命を今一度自覚し、21世紀の金融システムにふさわしい金融機関となるべく、早急な自己改革を強く要望したい。

◆金融制度調査会・金融機能活性化委員会の報告書について

金融制度調査会・金融機能活性化委員会は、6月13日、同委員会の報告書「我が国金融システムの改革について－活力ある国民経済への貢献－」を取りまとめ、同調査会はこれを調査会答申として大蔵大臣あてに提出した。その内容は以下のとおり。

いわゆるバブル経済の発生とその崩壊という経験を通じて、我が国の経済社会システム全体の見直しが国民共通の緊急課題となっている。

我が国経済が21世紀の高齢化社会においても

活力を保っていくためには、経済社会システムの構造的な改革が必要であり、経済の基盤ともいいうべき金融システムについても、21世紀の我が国経済を支えるに足る優れたものへと変革しなければならない。

金融制度調査会（以下「調査会」という。）は、95年6月1日、21世紀の金融サービスに期待される機能等について検討するため金融機能活性化委員会を設置した。同委員会は、95年8月28日の第1回会合以来、幅広い検討を行ってきたが、こうした中、96年11月、橋本總理大臣より金融システム改革についての指示がなされ、これを受け、直ちに2001年までに改革が完了するプランの検討を行うこととし、鋭意審議を重ねてきた。

今般、この審議結果が「我が国金融システムの改革について——活力ある国民経済への貢献」と題する報告書としてとりまとめられ、調査会において報告、了承された。同報告書が金融システム改革を進めていく上での具体的提案であることを考慮し、調査会はこれを調査会答申としてここに提出する。

今後、政府においては、本答申に基づき、所要の措置を講ずることにより、金融システム改革を着実に進めていくことを強く期待する。

昨今金融機関を巡る様々な不祥事が発生していることは極めて遺憾であり、企業としての倫理の徹底により一刻も早い信頼回復を図る必要がある。

自由化にはそれに見合う高い自己規律が求められるのは当然であり、改革を達成するために金融機関自身による厳しい経営改革努力がまずもって重要である。活力ある国民経済に向けた今般の改革における金融機関の果たす使命の重さに鑑みれば、金融機関経営のあり方につい

て利用者たる国民の声に謙虚に耳を傾け、今後の経営や業務運営に反映させる必要がある。金融機関は、その社会的責任と公共的使命を今一度自覚し、21世紀の金融システムにふさわしい金融機関となることを目標として経営に当たることを調査会として強く要望したい。

I. 我が国金融をとりまく環境

(1) 我が国金融をとりまく環境は、自由化の進展、利用者ニーズの多様化・高度化、金融技術・情報技術の革新、国際化の進展、資金余剰基調の定着、などにより大きく変化している。

特に、資金余剰基調の定着は、金融機関、その利用者を問わず、我が国の経済主体の資金調達・運用両面における意識の変革を促している。

こうした環境変化に伴い、金融機関の有する仲介機能については、デリバティブ取引や債権流動化等、金融技術やリスク管理能力を駆使した手法による新たな展開が進みつつある。また、ノンバンクがより銀行等の預金受入金融機関（以下「銀行等」という。）の有する金融仲介機能に類似した役割を果たすようになりつつある。一方、決済機能についても、例えば電子マネー・電子決済に関する種々のプロジェクトの進展により、今後、画期的な変革がもたらされる可能性が生じている。

さらに、海外の金融センター、特にロンドンでは、ビッグバン以降利用者にとって便利で使いやすい市場が成立している一方で、経済活動のボーダーレス化が進展することにより、我が国の利用者及び金融機関

が自由に市場を選択して金融取引を行うことが可能となってきており、海外の金融センターへの金融取引の流出など金融の空洞化についての懸念も指摘される状況となっている。

- (2) 我が国金融機関が以上のような環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、21世紀に向けてこれまで以上に特色ある経営を展開していくことを可能にするとともに、利用者が真に効率的な調達・運用を行えるようにするためには、下支えとなる金融制度・システムについて絶え間ない見直し努力が必要である。
- (3) 91年6月に出された調査会答申「新しい金融制度について」を受け、93年4月にいわゆる金融制度改革法が施行されたことにより、金融制度改革は、業態別子会社方式による相互参入等をはじめとして実施に移されてきたが、その後、各金融機関ともバブル崩壊に伴う不良債権問題への対応等、負の遺産の処理に追われたことから、改革実施の遅れや国際競争力の低下が指摘される状況につながったものと考えられる。
- (4) このような状況の下、金融システム安定化のための諸施策を盛り込んだいわゆる金融三法が96年6月に成立し、その一方で金融行政機構改革等が進められるなど、我が国は新しい金融行政に踏み出しつつあり、この機をとらえて、全力を挙げて2001年に向けた金融システム改革に取り組む必要がある。

(参考)

現在、米国においても金融制度改革を巡る議論が活発に行われている。本件については、96年末に終了した第104連邦議会においては、法案をめぐる調整が難航し、最終的な結論を得るに至らなかったが、97年1月からの第105連邦議会においては、持株会社を通じた銀行・証券・保険をはじめとする業態間の参入拡大を盛り込んだ複数の金融制度改革法案が提出されており、今回議会の最重要課題の一つとして、今後、審議の本格化が予想されている。

なお、財務省からもこれらの法案提出を受けて改革案が発表されたところである。

また、議会における議論と並行して、行政レベルにおいても、昨年来、銀行持株会社傘下の証券会社における業務内容制限の緩和、銀行・証券会社間のファイラー・ウォール規制の緩和、銀行の子会社に認められる業務範囲の拡大等、金融機関の業務に関する種々の規制緩和が実施され、金融分野における競争促進が進められている。

こうした制度面での動きに加え、実態面においても、例えば、米銀によるエクティ・デリバティブやクレジット・デリバティブを組み込んだ取引、及び、貸付債権や保険リスクの証券化等が活発に行われることにより、銀行・証券・保険の業務の融合化は一層進みつつある。

一方、欧州においては、市場統合が着実に進展する中、米国系金融機関等との競争が激しくなってきており、国際競争力の強化に向け、欧州の金融機関による国籍・業態を超えた買収等が進められている。具体的には、資本力のある商業銀行が、証券引

受業務・アドバイザリー業務等に関するノウハウを有する投資銀行や、投資顧問サービスを専門とする資産運用会社等を買収する例が近年相次ぐなど、ホールセール部門における総合的な金融サービスの提供が促進されてきている。

また、最近の欧米金融機関においては、資金調達を行おうとする顧客企業に対し、市場環境や顧客の財務状況を見つつ、クロスマーケティングにより、ローン、社債、株式等の資金調達手段を選択肢のパッケージとして提案し、顧客企業は、それらを総合的に比較検討して最適な資金調達手段の組み合わせを選択するようになっていると言われている。

Ⅱ. 金融システム改革の目指すもの－活力ある国民経済への貢献

(1) 高齢化が急速に進む21世紀に向けて、豊かで創造的な経済社会を築いていくため、我が国経済構造の改革を進めることが喫緊の課題である。このため、経済活動を支える基礎的なインフラである金融が、その基本的機能である金融仲介機能及び決済機能を十二分に発揮することが必要であり、今般の金融システム改革を通じて、これらの機能がより活性化し、国民経済の更なる発展に貢献することが求められている。

すなわち、資金調達面において、次代を担う成長産業及び世界の国々に対して資金供給を円滑に行うとともに、資金運用面において、世界でも有数の1200兆円もの我が国個人金融資産を最大限に活用していくことにより、資源の最適配分が図られる必要

がある。また、安全かつ効率的な決済サービスの提供は、信用制度の安定のために不可欠なものである。

(2) 加えて、市場の活性化や金融機関の競争力強化を促す諸施策により、金融機能の充実が図られる結果、我が国金融業の健全な発展、さらには、国際通貨としての円の地位の向上にも資することが期待される。

Ⅲ. 取り組むべき課題－利用者の選好が的確に反映される市場へ

(1) 以上のような金融を巡る環境の変化と改革の目標に鑑みると、今般の金融システム改革において取り組むべき課題については、現行の縦割りの金融制度の意義が薄れる中で、資産運用、資金調達両面における利用者を軸に据え、検討していくことが必要であると考えられる。

この場合重要なのは、利用者にできるだけ多様な選択肢が与えられ、競争原理が徹底される中で様々な取引が行われることである。言いかえれば、利用者の選好が的確に反映される、公正で、効率的、かつ国際的な標準に整合的な市場が形成されることである。こうした過程では、銀行等への新規参入による新しい活力の導入も市場の活性化のために有効であるとの認識に立って、改革における諸問題に取り組んでいく必要がある。

こうした観点から、商品とそれを扱う金融機関の業務・組織形態の自由化・多様化を図る必要があり、同時に、取引が適正な市場規律の下で活発に行われるよう、市

場・取引に係るインフラ整備及びルールとペナルティの明確化を行うことが求められる。また、改革を進め、競争原理の徹底を図るに当たっては、金融システムの健全性の確保も重要な課題となる。

これらの課題に取り組む際の監督当局の関与については、事前指導的な行政から市場規律に立脚した透明性の高い行政への転換を徹底していく必要がある。

(2) また、金融システム改革を実施するに当たっては、利用者利便の見地から改革の成果が全国に均霑される必要があること、及び、創意工夫による地域の実情に応じた金融サービスの提供により地域の活性化に貢献する、といった観点も重要である。

(3) なお、今般の金融システム改革には、前回の金融制度改革の「総仕上げ」という面もあり、前回の金融制度改革において示された基本的な理念、目指すべき方向性等は、今般の金融システム改革を実施していくに当たっても、基本的な考え方となるべきものと考えられる。このため、91年の調査会答申「新しい金融制度について」において検討された各事項については、そこで指摘されている考え方に基づき、できる限り早期の完了を目指して一段と加速して実施していくことが必要である。

1. 商品・業務・組織形態の自由化・多様化

(1) 金融システム改革を利用者の立場から実施し、利便性・効率性の高い金融サービスの提供を実現するためには、市場原理の下で各金融機関が創意工夫を活かしつつ競い

合うという環境が必要であり、このためには、商品・業務・組織形態の各分野にわたる思い切った自由化・多様化が前提となる。

(2) 商品・業務・組織形態の抜本的な自由化・多様化は、金融機関の経営における選択の自由度を格段に拡げることとなる。従来の、自由化を一つずつ積み上げていくような進め方の場合には、各金融機関が自由化された新規業務をその都度採り入れ、対応していく傾向にあったことから、金融機関の横並び構造が変わらなかったという面も否定できない。これに対して今般の金融システム改革においては、一定の期限を切って、その間に選択の自由度を大幅に拡げることにより、各金融機関は、採りうる多くの選択肢の中から、利用者との関係で自らが真に優位性を持つものに絞った選択を求められることとなる。

(3) こうしたことから、今後、各金融機関は、自らの経営判断に基づき、それぞれが有する能力を最大限に活かした特色ある経営・創造的経営を行うことにより、利用者のニーズに応えていくことになると考えられる。例えば、マネーセンター・バンクを目指す金融機関においては、金融技術・情報技術を駆使した新しい高度な金融サービスの提供及び積極的な国際展開が特色となることが考えられる。また、リテールや地域に根ざした経営を目指す金融機関においては、個人利用者サイドに立ったきめ細かいサービスの提供に特化していくことが考えられる。

(参考)

この点に関し、近年の米銀の経営戦略についても、ホールセール業務を主力とするもの、リテール業務を主力とするもの、双方を行うもの、プライベートバンキングなど特定業務に特化するものなど、比較優位を有する業務への絞り込みが進められているとの指摘がある。

- (4) なお、金融機関の取り扱える商品・業務の範囲を拡げる場合、一方で、経営の健全性確保等の面で、それに見合った規律が当然必要になると指摘があった。

2. 市場・取引のインフラ及びルールの整備

- (1) 各金融機関が特色ある経営を目指していく中にあって、金融当局としては、徹底した規制緩和に加え、金融機関・利用者双方が市場において活発に取引を行うため、環境整備としてのインフラ及びルール作りを中心とした役割を果していく必要があり、これらを国際的な標準との整合性を念頭に置きつつ迅速に進めるにより、金融市场としての国際競争力・透明性が向上することになる。

- (2) また、金融機関間の市場を通じた競争が活発化するにつれ、経営の健全性の格差もより生じやすくなり、市場によるチェック機能が一層働くようになる。すなわち、自由で効率的な市場においては、信用力やリスク管理能力に問題のある金融機関は、資金調達コストの上昇等を余儀なくされ、最終的には市場から排除されるといった形で、

市場機能に基づく金融機関の選別がより明らかになっていくと考えられる。こうした市場による監視機能を十二分に發揮させる観点からも、規制緩和に加えて、ディスクロージャーや会計制度・法制度の充実が重要である。特に、ディスクロージャーについては、早期是正措置の導入を控え、開示の現状等も踏まえつつ、引き続き見直しを検討していくことが必要である。また、中立的な格付機関のあり方についても今後検討していく必要があると考えられる。

- (3) 自由化の進展は、同時に、利用者にとり、多様化・高度化した金融サービスに伴うリスクとの共存を迫られることを意味する。利用者は、市場参加者として基本的には自己責任原則の下に行動することが求められており、こうした考えについて一層の浸透を図ることが必要であるが、他方、個人が金融機関を利用する場合、その専門的知識や損失能力には限界もあることに鑑み、適切な利用者保護を講じていくことが必要である。また、利用者が金融商品等の特性を正確に把握することができるよう、適切な情報提供をわかりやすい形で実施していくために一層努力すべきである。

- (4) なお、自由化の進展の中で金融システムの健全性を確保し、また、透明かつ公正な金融市场を構築していくためには、検査・監督体制の充実を図る必要があるとともに、その実効性を担保する観点から、当局に対する虚偽報告等に対しては罰則の強化を図ることも検討すべきである。

3. 金融システムの健全性の確保

(1) 80年代後半、資金余剰の下で金融自由化が進展し、各金融機関においてはリスク管理が不十分なままに業容拡大が進められ、この過程で資産価格の極端な上昇と下落が発生したことにより、多額の不良債権が生じた。

他方、金融機関の不良債権の現状を見ると、不良債権総額、要処理見込額ともに着実に減少しており、個別金融機関の経営状況は様々であるが、金融機関全体としては、不良債権問題を克服することは可能であると考えられる。

金融システム改革は、バブル崩壊の処理に追われる金融機関によっては様々な苦痛を伴う面も否定できないものの、金融機関の利用者にとって、また、21世紀の日本経済にとって不可欠なものであり、金融機関の不良債権をできる限り速やかに処理しつつ、改革を遂行していくかなくてはならない。

(2) また、今般の改革は、銀行・証券・保険・ノンバンク分野に及ぶ広範な改革であり、それらに伴い、会計・法制・税制の制度見直しまで含みうるものである。加えて、金融行政機構改革、日銀改革も進められていることも考え合わせれば、英国のビッグバン等に比べても諸改革の影響は相当広範なものとなることが予想されるところである。今後、自由化に伴い、新規業務が増加するとともに競争が一層活発化していく中、利用者のための改革がかえって混乱を引き

おこすことのないよう、各金融機関においてはリスク管理体制の整備に最大限の努力を行うべきである。また、こうした体制整備は、金融機関の経営体質強化の観点からも重要である。

(3) 今後、競争が一層活発化していく中、自らの経営選択の結果として経営困難に陥り、市場から退出する銀行等が出てくることも考えられる。その場合の破綻処理のコストについては、96年6月に成立したいわゆる金融三法により、2000年度末までは預金者の負担とせず、預金の全額を保護しうる枠組み等が整備されたところである。

今後については、95年12月の調査会答申「金融システム安定化のための諸施策」は、預金者に自己責任を問うための環境整備は2000年度末までのできるだけ早期に完了する必要があり、その後においては、信用秩序に与える影響等を十分に考慮する必要はあるが、ペイオフも選択肢の一つとなるとしている。

(4) これらの点に関し、98年4月より、銀行等の経営の健全性を確保していくための、市場規律に立脚した新しい監督手法である早期是正措置の導入が予定されているところであり、自己査定を基本とする本制度の導入により、金融機関の自己責任原則に基づく経営改善への適時かつ迅速な取組みがより促されることになるものと期待される。

V. 改革の具体的な事項（当該内容は当日発表された要旨より抜粋）

| 事 項 | 措 置 | 内 容 | スケジュー ル |
|-------------------------------|---|------------------------------------|------------|
| (1) 商品・業務・組織形態の自由化・多様化 | | | |
| ① 持株会社制度の活用 | ・持株会社形態の利用を可能にするとともに、預金者保護等の観点から必要となる諸措置（弊害防止措置、兄弟会社の範囲制限、連結ベースのディスクロージャー等）を講ずるため、所要の法整備等を行う。 | ・改正独占禁止法の施行をにらみ、所要の法的整備を可及的速やかに行う。 | |
| ② ABS（資産担保証券）など債権等の流動化 | ・ABSの発行体であるSPC（特別目的会社）についての法的整備を行う。 ・金銭債権信託受益権について、有価証券の発行根拠を決定し、流通性を改善する。 ・銀行等によるABSの取扱いを広く認めることを検討する。 | ・次期通常国会法案提出予定 ・次期通常国会法案提出予定 | |
| ③ デリバティブの取扱い | ・有価証券及び商品関連の店頭デリバティブ取引について、原資産の受渡しを伴わない範囲で、銀行等が行える業務とする。 | ・次期通常国会法案提出予定 | |
| ④ 証券投資信託の販売 | ・銀行等の本体による投資信託の販売を導入する。 ・銀行の店舗貸しによる投資信託委託会社の直接販売を導入する。 | ・次期通常国会法案提出予定 ・97年度中実施予定 | |
| ⑤ 保険商品の販売 | ・保険審議会の検討結果も踏まえ、できるだけ前向きな対応を行う。 | | |
| ⑥ 業態別子会社の業務範囲等 | ・証券子会社、信託銀行子会社に係る残余の業務制限を解禁する。 ・保険業務と銀行業務等その他の金融業務との相互参入の実現を図る。 | ・99年度下期中に解禁 ・遅くとも2001年までに実現 | |
| ⑦ 普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制の撤廃等 | ・普通銀行による普通社債等の発行等を認める。 ・外国為替銀行法を廃止する。 | ・99年度下期実施 ・次期通常国会法案提出予定 | |
| ⑧ 電子マネー・電子決済 | ・電子マネー・電子決済に関し、法律関係の明確化、新規参入の促進、個人利用者の保護等に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。 | ・速やかに具体的な施策に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。 | |
| ⑨ ノンバンクの資金調達の多様化 | ・貸付資金調達に係る社債・CP発行を禁止する出資法等の制約について基本的に廃止する。 | ・法改正を要する事項については次期通常国会法案提出予定 | |

(2) 市場・取引のインフラ及びルールの整備

- | | | |
|----------------|--|--|
| ① 金融先物取引のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融先物取引について、新商品の開発、取引手法の整備、投資者保護措置の整備に向けた検討等を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本円短期金利先物に係るスプレッド取引については98年中にも導入 |
| ② 短期金融市場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期金融市場について、取引慣行の見直しや日本銀行当座預金決済の即時グロス決済（RTGS）化等の導入を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・RTGS化については今世紀中に導入 |
| ③ 金融機関等の利用者の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者信用保護の諸施策については、統一的な消費者信用保護法の法制も視野に入れ検討を進め、所要の措置を講ずる。 ・非預金商品に係る説明ルール作り等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・97年度中に結論を得、速やかに所要の措置を講ずる。 ・97年度中実施 |

(3) 金融システムの健全性の確保

- | | | |
|----------------|--|--|
| ① 早期是正措置の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性を確保していくための透明性の高い監督手法である早期是正措置を導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・98年4月より導入 |
| ② 決済リスクの削減策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・決済システムに関して、リスク削減策の強化に向けた体制整備等を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括清算ネットティングについては次期通常国会法案提出を目指す。 |

V. 金融システム改革の進展に伴う法制面の課題

(1) 今後、自由化の進展に伴い、従来の業態、業法の枠を超えた金融商品・サービスの導入が一層進むことが予想される。一方、現行法制では、金融商品・サービスは、扱い手に対する規制も含めて各関係業法において業態別に規定される法体系となっており、規制の適用範囲が不十分であったり、類似の商品に対する規制内容が不整合である等の問題を生じている。この結果、投資者保護に支障を來すだけでなく、自由な商品設計が制約される等の問題が指摘されている。

(2) こうした中、金融商品・サービスの多様化・高度化に対応した法制のあり方としては、当面、現行法体系の下で、金融システム改革のための必要な措置を早急に講ずる

ことが必要であるが、それに加えて、金融システム改革の今後の進展の中で、多様な金融商品の登場、金融機関のリスク管理の確立、自己責任原則の浸透等の状況を見極めながら、従来のいわゆる業法中心の縦割りの枠組みを見直し、利用者の視点に立って、規制に係る負担の軽減にも配慮しつつ、市場参加者に共通に適用される横断的なルールを確立することが必要になってくると考えられる。

(3) この点に関し、主要国中には包括的な投資業に関する法制が採用されている国もある。例えば、英国においては金融サービス法が存在し、フランス、ドイツにおいても、EU投資サービス指令を踏まえた法制度の整備が進みつつある。

他方、米国においては、証券関連の各法による規制を通じて投資者保護を図っているが、近年、多数の判例を通じて証券概念が幅広く解釈されており、これにより規制を広く及ぼし、投資者保護を図っている。

(4) 本件についての今後の議論の進め方としては、直ちに検討を進めるべきであるとする意見と、より中期的な課題として検討していくべきであるとする意見とが出されたところであるが、いずれにせよ、幅広い金融サービスに対して整合的な規制を行う新しい法的な枠組み（いわゆる金融サービス法）を検討すべきであるという基本的な方向性については、概ね意見の一一致が見られたところであり、今後、先進各国の例も参考にしながら、現行法制等との関係も含め、幅広く検討を進めていく必要がある。

(参考)

英国においては、ビッグバンと同時期（86年）に金融サービス法が制定され、同法では、投資業、投資物件を包括的に定義するとともに、詐欺的もしくは誤解を招く説明・行為の禁止等一般的な規則を定めている。また、業者に対する監督については、民間団体である証券投資委員会が行為規制の原則声明、コア・ルールを定め、さらに、各種自主規制機関による自主規制を通じて行うこととされている。

なお、先般、英國大蔵大臣が金融機関監督体制の改革案を発表し、将来的には自主規制団体による監督を廃止し、銀行監督権限を含めて証券投資委員会による監督に一本化することとしている。

また、欧州市場統合の中、EU投資サービス指令（88年）においては、投資業を行う者について域内単一免許等を定めるほか、投資業や投資物件を包括的に定義し、業者に対する共通の規制の国内法化に当たっての準則を設けている。これを受けて、フランスでは金融業務近代化法が成立（96年）し、ドイツでは信用制度法第6次改正案が、現在国会において審議されている。

他方、米国においては、証券法及び証券取引所法においてディスクロージャーを定めるとともに、インサイダー取引等について厳格な罰則をもって禁止するなど、市場における一般的な行為規制を規定しているが、同時に判例で証券法における証券概念を幅広く解釈するなど、規制を広く及ぼし、投資者保護を図る方向にある。また、業者についての規制については、証券取引所法、投資顧問法、投資会社法等において規定されている。

VI. 改革を進めるに当たって考慮すべき点

(1) これまでの制度の見直しにおいても、各金融機関による自主的な経営改革が必ずしも進んでこなかったとの指摘があることに鑑み、今般の金融システム改革において自由化の遅れを取り戻し、利用者の立場に立った真に思い切った改革とするためには、2001年までのスケジュールを明示しつつ、実施していくことが重要である。また、その際には、98年4月に「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律」が施行されることについても十分念頭に置きつつ進めていく必要がある。

(2) また、この改革を進めるに当たっては、一方で、金融システムの安定を損なわないよう細心の注意を払っていくことが重要である。このため、先般整備されたいわゆる金融三法を最大限利用しつつ、金融システムの安定を図っていくと同時に、今般の改革の進展を展望しつつ、引き続き金融システム安定のための施策について更なる検討が進められることが望まれる。

(3) 郵便貯金等公的金融については、経済社会情勢の変化等に応じ不斷に見直していく必要がある。とりわけ、今般の金融システム改革の趣旨に鑑みれば、市場原理の徹底を図る観点からの検討が進められるべきである。しかしながら、この問題は単に金融制度の問題に止まらないものであるため、そのあり方等について調査会のみで検討を行うことは難しく、むしろ、調査会の場では、民間分野で差し迫って解決を迫られている問題について検討を急ぎ、金融市場の活性化を図っていくことに優先的に取り組むべきではないかと考えられる。

なお、現在、郵便貯金等公的金融については、総理大臣直属の機関である行政改革会議においても議論されており、また、財政投融資については、資金運用審議会の懇談会において、制度・運営のあり方についての検討が97年2月より進められているところであり、こうした検討をはじめ、様々な場における本問題の論議が進展することを期待する。

(4) 今回示す2001年までの改革の姿は、現時

点における我が国金融をとりまく状況をもとに、早急に何らかの措置を講ずることが必要と考えられるものをとりまとめたものであり、今後、通信・情報技術の革新や金融機能の高度化等が一段と進展することを考えれば、必要に応じてプランを見直し、追加措置を検討していく必要がある。

VII. 結び

我が国金融をとりまく環境に鑑みれば、今般の金融システム改革は、高齢化が急速に進む21世紀に向けて豊かで創造的な経済社会を構築するため、直ちに実行に移されなければならない課題であると考えられる。

このため、本報告においては、改革に必要な広範な事項について極力その実施時期を明示して提言を行っているところであります、こうした趣旨に鑑み、本報告に盛り込まれた種々の提言については、関係審議会による提言と併せ、政府において早急に実施されることが望まれる。

序においてもふれたように、金融機関による様々な不祥事の発生は極めて遺憾であり、金融機関経営のあり方を改めて問いかなければならぬ。今後、金融システム改革において一層の自由化が進んでいく中で、こうした不祥事の再発を防止するためには、各金融機関自らに課せられた社会的責任と公共的使命を強く自覚し、企業としての倫理を徹底することが不可欠であり、金融機関の経営の基本ともいべき経営姿勢や経営管理を一から見直し、一刻も早い信頼回復に全力を挙げて取り組むことをここに再度要望して、本報告の結びとしたい。

金融市場の改革のスケジュール

| | 1997年度 | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 | 2001年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| I. 商品・業務・組織形態の自由化・多様化 | | | | | |
| (1) 持株会社制度の活用 | | | | | |
| (2) ABS（資産担保証券）など債権等の流動化 | | | | | |
| (3) デリバティブの取扱い | | | | | |
| (4) 銀行等による証券投資信託の販売 | | | | | |
| (5) 銀行等による保険商品の販売 | | | | | |
| (6) 業態別子会社の業務範囲、弊害防止措置の見直し等 | | | | | |
| ① 銀行業務・証券業務・信託業務 | | | | | |
| ② 保険業務・銀行業務等その他の金融業務 | | | | | |
| (7) 普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制の撤廃 | | | | | |
| (8) 外国為替専門銀行制度の廃止 | | | | | |
| (9) 地域金融機関の役割 | | | | | |
| (10) 電子マネー・電子決済 | | | | | |
| (11) ノンバンクの資金調達の多様化 | | | | | |
| II. 市場・取引のインフラ及びルールの整備 | | | | | |
| (1) 金融先物取引のあり方 | | | | | |
| (2) 短期金融市场の整備 | | | | | |
| (3) 会計制度の整備 | | | | | |
| (4) 金融機関等の利用者の保護 | | | | | |
| III. 金融システムの健全性の確保 | | | | | |
| (1) 早期是正措置の導入 | | | | | |
| (2) 決済リスクの削減策の強化 | | | | | |
| 金融サービス法 | | | | | |

◆証券取引審議会・総合部会の最終報告書について

証券取引審議会・総合部会は、6月13日、同部会の最終報告書「証券市場の総合的改革—豊かで多様な21世紀の実現のために—」を取りまとめ、同審議会はこれを審議会答申として大蔵大臣あてに提出した。その概要は以下のとおり。

I. 改革の目的と背景

1200兆円の個人金融資産のより有利な運用、次代を担う新規産業への資金供給、及びグローバルな資金供給という要請に応えてい

く必要があり、このためには、金融システムの機能が適切に発揮されなければならない。

中でも、リスク・テイクとリスク分散に優れた証券市場の役割への期待は大きい。

II. 改革の基本的方向

1. 漸進的規制緩和から抜本的市場改革へ

海外において活発に取引が行われているが、未だ我が国において導入されていない商品・サービスの導入を図ることは急務であるが、単に海外で開発された商品等を後追い的に導入するだけでは、我が国市場をニューヨーク

やロンドンと並ぶ国際的市場とするという目的は達しがたい。事前的な商品・業務規制は極力なくし、多様な創意工夫の發揮を促す枠組みを整備する必要がある。

2. 市場の枠組み整備の重要性

(1) 公正で信頼感のある市場の整備

こうした改革にあっては、行政も、事前予防的行政から事後的チェックを中心とした行政へ転換する必要がある。そのうえでディスクロージャー及び公正取引にかかるルールの整備や監視・処分体制の充実を図るべきである。さらに、民事的な紛争が、信頼できる形で、迅速に解決されることも重要であろう。

また、自由な市場では市場参加者自身にも自己規律の精神が求められる。

(2) 市場基盤の整備

行政は、ルール整備と並び、決済システムを始めとした、取引を支える市場の制度の整備においても重要な役割を果たさなければならない。また、民商法、税法、及び会計等の枠組みも市場のインフラとして重要な役割を担っている。金融取引については、民商法や税制、会計制度については、いわばデファクト・スタンダード（事実上の基準）ともいるべき枠組みが出来上がりつつあり、これと大きく乖離した仕組みを持った市場は、市場利用者から見放されていくこととなりかねない。

Ⅲ. 証券市場改革の進め方

今回の証券市場改革は、行政手法の改革や

市場の制度的基盤の整備などを出発点としつつ、市場利用者、仲介者、運営者など市場にかかわる全ての者がそれぞれの問題に取組むことを求めた総合的なパッケージとなっている。

このパッケージを、報告が示す具体的なスケジュール（別紙）に沿って一体的に進めることが重要である。

また、法改正を要する項目については、今後、証券取引審議会・公正取引部会及び市場整備部会（仮称）において、その細目を検討し、できる限り早期に改革を実施に移すべきである。

IV. 改革の具体的内容

1. 投資対象（魅力ある投資対象）

(1) 総論

投資家の多様化・複雑化したニーズにこたえられる、多様な投資商品の供給が可能な仕組みを構築することが必要である。これは資金調達手段等の多様化を通じて企業活力の向上にもつながる。多様な投資対象及び資金調達手段が提供される枠組みの整備は、市場活性化の基本的条件である。

(2) 多様な商品の提供の枠組み

海外で普及している商品でも、刑法・商法等の基本法との関係で問題があり、依然として、国内においてその活用が制限されている例も見られる。

A B S（資産担保型証券）を始めとしたこうした商品については、今後必要な法整備等を進めていくべきである。

(3) デリバティブ商品の多様化

賭博罪との関係など、法的な整理を行うことにより、証券デリバティブを全面的に解禁し、様々な金融革新が生まれる環境を整備すべきである。

(4) 投資信託の整備

投資信託は、広範な層の投資家が証券市場に参加することを容易にするなどの点で重要な商品である。投資信託の利便性向上、商品の多様化、販売チャネルの拡充等、その整備を図る必要がある。

こうした観点から、証券総合口座の導入、私募投資信託の導入を行うとともに、会社型投資信託の導入についても検討を行うべきである。

また、銀行等の金融機関による投資信託の販売を導入することが適当である。

(5) 株式等の魅力の向上

投資対象の魅力は、究極的には証券の発行体たる企業等にどれだけの魅力があるかによって決まる。

我が国企業については、その低いROE(株主資本利益率)や額面配当を始めとする配当政策の面を捉えて、株主を重視した経営が行われていないとしばしば指摘されており、株主をより意識した経営を行うことが求められている。

また、今次国会で商法改正等により実現したストック・オプション制度や自社株消却のための特例についても、こうした観点から積極的に活用されていくことが望まれる。

(6) 有価証券定義の見直し

提供される商品の種類の拡大に併せ、有価証券定義の見直しを行い、市場性のある投資商品を証券取引法による投資家保護の枠組みの中に取り組んでいくことが必要である。この場合、仲介者としてどのような主体を認め、どのような仲介者規制を課していくかについては、商品ごとに検討していく必要がある。

また、今後金融システムの全般的な改革において仲介者や投資商品・サービスの多様化が進んでいく中で、全ての市場参加者に横断的なルールを適用する新たな立法(いわゆる金融サービス法)等も視野に入れた検討が行われるべきである。

(7) 証券税制

証券取引審議会としては、市場の効率化と市場の国際的競争力の観点からは、有価証券取引税及び取引所税について撤廃の方向での検討を要請する。また、今後、デリバティブなど様々な商品が生まれてくることも踏まえれば、金融商品、金融取引に対する課税の中立性、リスクキャピタル供給の重要性等の観点から、利子、配当、キャピタルゲインなど金融商品から生ずる所得に対する課税のあり方についても検討すべきである。

2. 市場（信頼できる効率的な取引の枠組み）

(1) 総論

公正取引ルールを定めたうえで、できるだけ自由に取引が行えるよう、様々な市場間で競争が行われていくような枠組みを整備していく必要がある。

(2) 特色ある多様な市場

投資家の取引ニーズの多様化等に対応する観点から、取引所集中義務の撤廃、店頭登録市場の機能の強化、未上場・未登録株の証券会社による取扱いの解禁、などを行っていくべきである。

また、市場を巡る基盤の整備として、取引・気配情報へのアクセス改善、証券取引・決済制度の整備、貸株市場の整備等を進めていく必要がある。

(3) 市場の効率化と株式の持合いの問題

持合いに関する議論で証券市場にとって最も重要な観点は、それが市場原理を通じた資源の最適配分と資本の効率的な利用などを阻害していないかという点である。その観点からは、持合いによる保有といえども、株主として資本のリターンを常に検討し、経営に対するチェック機能を有效地に働かせることが要請される。

(4) 個人投資家の主体的な市場参加

市場機能が十分に活用されていくためには、適合性原理をはじめとした仲介者の顧客に対する義務をいささかも軽減するものではないが、個人投資家にあっても自らの資産を自らの判断によって主体的に運用していく態度の確立が望まれる。

(5) 公正で透明な市場の枠組み

今後、新たな商品やサービスが開発・導入され、取引が高度化・複雑化していく中にあって、利益相反行為の防止、市場操縦禁止やインサイダー取引の禁止等について、関連するルールを拡充していくことが必要

である。

また、証券取引等監視委員会の機能強化を始めとする検査・監視・処分体制の充実・強化が要請される。検査・監視当局への虚偽報告等に対する罰則強化も検討すべきである。また、紛争処理手続きの整備・拡充も必要である。

(6) ディスクロージャーの充実

投資対象のリスクとリターンを事前に投資家に十分周知しておくことが重要であり、透明で公正なディスクロージャーの整備を進めていくべきである。

具体的には、連結財務諸表制度の見直し、時価基準のあり方を含めた金融商品に係る会計基準、企業年金に係る会計基準等の会計制度の見直し、公認会計士監査の充実・強化、ディスクロージャー情報への投資家のアクセス改善等を進めていくべきである。

また、投資家啓蒙活動を一層拡充していくことも望まれる。

3. 市場仲介者（顧客ニーズに対応した多様な投資サービス）

(1) 総論

多様で価値ある商品・サービスを開発・提供する活力ある仲介者がより多く生まれる枠組みを整備する。また、新たな参入を促進することも含め、活発な競争を促進することにより、利用者へのサービスの向上を図っていく。

(2) 仲介者による多様な業務展開

証券会社の専業義務を撤廃し、業務の多様化を認めるべきである。また、本体や子

会社において行うことが必ずしも適当でないと考えられる業務についても、有効なりスク遮断を図ったうえで、持株会社の活用により、できるだけ自由に業務展開ができるようにすべきである。

(3) 株式売買委託手数料の自由化

多様な業務展開のインセンティブを提供するとの観点から、業務展開の自由度を保証した上で、手数料を完全自由化を進めるべきである。

その進め方としては、99年末には、完全自由化が実施されていることとし、その前段階として、現在売買代金10億円超の部分について自由化が行われているが、98年4月に、この金額を5千万円超まで引き下げるべきである。

(4) 資産運用サービスの強化

投資信託に係る運用指図の外部委託の解禁、未上場・未登録株式の投資信託への組み入れ解禁等により、投資信託のより効率的な運用が行い得る仕組みを構築していくべきである。

また、証券会社に対し、不正行為防止及び利益相反防止等のためのルールを整備しつつ、ラップアカウントを導入していくことが適当である。

さらに、格付・評価機関、アナリスト、ファイナンシャル・プランナーなども一層大きな役割を果たすことが期待されている。

(5) 仲介者の監督のあり方及び参入規制

① 参入規制の改革（免許制から登録制へ

の移行）

仲介者の監督に当たっては、事前予防的な制限は極力なくすべきである。

参入規制はできるだけ自由な参入が保証される仕組みとすべきである。同時に、証券会社は証券市場へのアクセスを提供する役割を有していることから、顧客の信頼に応えうる存在であることが求められる。こうした観点から、証券会社の免許制を改め、原則登録制とする。そのうえで、例えば店頭デリバティブ業務や引受業務など、業務の専門性やより高度なリスク管理が求められる特定の業務については、必要な仲介者の質を確保する観点から、認可制とする。

② 銀行からの参入

銀行からの参入については、現在、銀行系証券子会社について一定の業務が制限されている。これについては、

- イ. 97年度下期より、株式関連業務を除く全ての業務を解禁する、
 - ロ. 99年度下期中に、全ての業務規制を撤廃する
- こととすべきである。

また、持株会社が認められることになった場合には、持株会社方式での参入も認め、この業務範囲については子会社方式と同様の考え方を適用すべきである。

また、業務範囲が拡大する中で、ファイラー・ウォールの実効性を担保するための検査・監視体制のあり方についても、検討していくべきである。

(6) 証券会社の健全性確保と投資家保護の枠組み

証券会社の業務及び経営の健全性を確保していくため、自己資本規制を、実際のリスクをより的確に反映するように見直すとともに、証券会社の経営内容のディスクロージャーを充実するなどの、業務及び財務の健全性のチェックを充実するべきである。また、顧客資産の分別管理の徹底、寄託証券補償基金制度の充実などの制度整備が必要である。

V. 結び

以上のような改革が実現されれば、我が国市場は、制度面において、欧米と比べ遜色のないものとなる。しかし、制度や監督の仕組みの改革のみによって、証券市場が活性化し、我が国経済自体の活力維持に貢献するという究極の目的の達成は保証されない。以下のよ

うな点についての取組み如何が我が国市場のあり方を最終的には決定付ける。

ひとつは、民商法等の基本法制の問題であり、我が国の伝統的な価値観や社会の有り様とも調和を図りつつ、いかに国際的な取引慣行等に見合った形でこれを整備し得るかという点である。

今ひとつは、証券税制の問題である。市場にとって望ましい税制についての証券取引審議会の報告を踏まえ、税制調査会等の場において早急に検討が行われることを期待する。

しかしながら、市場の再生において最も基本的なことは、我が国の仲介者、企業、投資家が新たに獲得した自由をどう活用するかである。

すべての市場参加者が自由を最大限に活用し、主体性と高い倫理観に裏打ちされた規律をもって行動することが望まれる。

証券市場改革のスケジュール（別紙）

| | 1997年度 | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 | 2001年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| I. 投資対象（魅力ある投資対象） | | | | | |
| (1) 新しい社債商品の導入 | _____ | | | | |
| (2) 証券デリバティブの全面解禁 | _____ | | | | |
| (3) 投資信託の整備 | _____ | | | | |
| ① 証券総合口座の導入 | _____ | | | | |
| ② 銀行等の投信窓販の導入 | _____ | | | | |
| ③ 私募投信の導入 | _____ | | | | |
| ④ 会社型投信の導入 | _____ | | | | |
| (4) 有価証券定義の拡大 | | | | | → |
| (5) 企業活力の向上と資本の効率的利用の促進 | _____ | | | | |
| II. 市場（信頼できる効率的な取引の枠組み） | | | | | |
| (1) 取引所取引の改善と取引所集中義務の撤廃 | _____ | | | | |
| (2) 店頭登録市場の流通面の改善 | _____ | | | | |
| (3) 未上場・未登録株の証券会社による取扱いの解禁 | _____ | | | | |
| (4) 貸株市場の整備 | _____ | | | | |
| (5) 証券取引・決済制度の整備 | | | | | → |
| (6) 檢査・監視・処分及び紛争処理体制の充実 | | | | | → |
| (7) ディスクロージャーの充実 | | | | | → |

| | 1997年度 | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 | 2001年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| III. 市場仲介者(顧客ニーズに対応した多様なサービス) | | | | | |
| (1) 株式委託手数料の自由化 | | | | | |
| (2) 証券会社の専業義務の撤廃と業務の多角化 | | | | | |
| (3) 持株会社の活用 | | | | | |
| (4) 資産運用業の強化 | | | | | |
| (5) 証券会社の健全性チェックの充実 | | | | | |
| (6) 仲介者の参入規制の改革 | | | | | |
| ① 免許制から登録制への移行 | | | | | |
| ② 相互参入の促進(業態別子会社の業務制限の撤廃) | | | | | |
| (7) 破綻処理制度の整備 | | | | | |
| ① 分別管理の徹底 | | | | | |
| ② 寄託証券補償基金の充実 | | | | | |
| 証券税制の見直し | | | | | |
| 新金融行政体制への移行 | | | | | |

◆保険審議会・基本問題部会の報告書について

保険審議会は、6月13日、同審議会基本問題部会の取りまとめた報告書「保険業の在り方の見直しについて」を発表した。その概要は以下のとおり。

国民が求める保険ニーズの多様化・高度化に応えるとともに、効率的な保険サービスを提供していくため、金融システム改革の一環として、①利用者の立場、②国民経済的見地、③国際性の3つの視点に立って、保険業及び保険監督行政について、以下の見直しを行う。

| 事項 | 措置内容 | スケジュール |
|----------------------|---|----------------------------------|
| ① 算定会の改革 | 算定会料率の遵守義務を廃止する。算定会は遵守義務のない参考純率の算出等を行うほか、データ・バンク機能を果たす。 | 1998年7月までに実施 |
| ② 業態間の参入促進 | 保険会社と金融他業態との間の参入について実現を図る。 保険会社による銀行・信託・証券業務への参入、証券会社による保険業への参入等については、時期を早めて実施。 | 2001年までに実現 |
| ③ 持株会社制度の導入 | 持株会社形態の利用を可能とするとともに、保険契約者等の保護、保険会社の経営の健全性確保のための効果的な監督の枠組みを構築する。 | 改正独占禁止法の施行をにらんで、所要の法整備を速やかに行い、実施 |
| ④ 銀行等による保険販売等 | 銀行等による保険販売については、子会社又は兄弟会社の保険商品に限定したうえで、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を認める。その際、影響力を行使した販売の禁止等の実効性ある弊害防止措置を講じ、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ措置を見直し、常に実効性を確保する。 | 2001年を目処に実施 |
| ⑤ トレーディング勘定への時価評価の適用 | 保険会社のトレーディング勘定について、健全性確保の観点から、時価評価を適用する。 | 取引の実態等を見ながら、できるだけ早期に実現 |

◆金融監督庁設置法の成立について

6月16日、参議院本会議において、総理府の外局として金融監督庁を設置する「金融監督庁設置法案」、および、同庁設置に伴い関係規定の整備を図る「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が可決され、成立した（共に6月20日公布）。

◆財政構造改革のための法律案について

6月17日、「財政構造改革のための法律案について」が閣議報告された。その内容は以下のとおり。

1. 財政構造改革会議は、去る6月3日、国及び地方の財政赤字対GDP比を3%以下とすること及び特例公債依存から脱却することという財政健全化目標を平成15年度までに達成することを当面の目標とし、特に今世紀中の3年間（集中改革期間）における主要な経費の量的縮減目標を定めること等を内容とする「財政構造改革の推進方策」を取りまとめた。また、同日、政府も「財政構造改革の推進方策」にしたがって歳出の改革と縮減を行っていく旨を閣議決定した。

この歳出の改革と縮減を具体的に実施する観点から、わが国と同様に財政健全化に取り組んでいる諸外国の経験をも踏まえ、財政構造改革のための法律を策定する必要がある。

2. 法律の構成としては、財政構造改革の着実な推進を図るために、次のようなものとすることが適当である。

まず、財政構造改革の推進に関する国の責

務、当面の目標及び、国の財政運営の当面の方針を明示し、当面の目標を達成するための集中改革期間を設定することとする。次に、各歳出分野における改革の基本方針を定めるとともに、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び同期間ににおいて講ずべき制度改革等を具体的に定めることとする。また、財政構造改革は国及び地方が一体となって推進すべきものであることにかんがみ、国の財政のみならず、地方財政の健全化に関する規定も併せて置くこととする。更に、財政赤字の縮減の進捗度合いによっては更なる歳出削減に努める必要があることから、集中改革期間における財政構造改革の実施状況を勘案し、当面の目標を達成するため、必要があると認める場合には、更なる歳出削減のための措置を講ずる旨の規定を置くこととする。

以上の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に成立を期すため、別紙の事項を主な内容とする法律案を早急に取りまとめるべく必要な作業を進めることとする。

財政構造改革のための法律案の内容の骨子

1. 財政構造改革の推進に関する国の責務

国は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等、我が国の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、これに十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革を推進する責務を有する。

2. 財政構造改革の当面の目標

財政構造改革の当面の目標は、平成15年度までに、国及び地方の財政赤字額の国内総生産額に対する割合を100分の3以下とすること、及び国的一般会計において特例公債依存から脱却することにあるものとする。

3. 国の財政運営の当面の方針

国は、財政構造改革の推進に関する責務を有することにかんがみ、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、国的一般歳出について、平成10年度の一般歳出総額は平成9年度の一般歳出総額を下回ることとするなど厳しく抑制することとともに、次の点に留意しつつ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

- イ 国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと
- ロ 国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと
- ハ 国及び地方公共団体の施策により国民の受ける便益とそれに要する費用に係る国民の負担の公平化を図ること
- ニ 活力ある経済を創出すること
- ホ 財政資金を効率的に活用すること
- ヘ 国民負担率（財政赤字を含む）を100分の50を上回らないように抑制すること

4. 集中改革期間の設定

財政構造改革の当面の目標を達成するため、すべての歳出分野について歳出に係わる制度の改革と歳出の削減を行うとともに、主要な経費について量的縮減目標を定め、制度改革等を講すべき期間として、平成10年度から平成12年度までの3年間を「集中改革期間」（仮称）とする。

5. 各歳出分野における改革の基本方針並びに集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び同期間ににおいて講すべき制度改革等

（1）社会保障

（改革の基本方針及び量的縮減目標）

イ 政府は、社会保障構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営できる社会保障制度を構築することを目指し、制度改革等のために必要な措置を講ずることにより、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額に相当する額を大幅に削減するものとする。

政府は、社会保障関係費について、以下に定める措置を講ずること等により、平成10年度の当初予算における社会保障関係費の額が平成9年度の当初予算における社会保障関係費の額に3000億円を加算した額を下回るとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における社会保障関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないものとする。

（医療保険制度改革等の実施）

ロ 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的改革を行うため必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革の実施)

ハ 政府は、次期財政再計算時に、厚生年金保険法、国民年金法その他の法律に基づく年金制度について給付と負担の適正化等の抜本的改革を行うため必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険事務に要する費用の見直し)

ニ 政府は、厚生年金保険法等の規定に基づく社会保険の事務に要する費用負担の在り方について見直しを行うものとする。

(高額所得者に対し支給される年金給付及び医療保険給付の見直し)

ホ 政府は、一定以上の収入を有する高齢者等に対し支給される年金給付及び医療保険給付の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(雇用保険制度の見直し)

ヘ 政府は、雇用保険法の規定に基づく高年齢者求職者給付金について廃止を含めて見直しを行うとともに、雇用保険法の規定に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について見直しを行うものとする。

(2) 公共投資

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、公共事業予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、国及び地方公共団体と民間との間の適切な役割の分担、国と地方公共団体との間の適切な役割の分担並びに事業の効率的かつ

効果的な実施の促進等の諸課題に対応できるものとする。

平成10年度の当初予算における公共投資予算の額は、平成9年度の当初予算における公共投資予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び12年度の当初予算における公共投資予算の額は、当該各年度の前年度の当初予算における公共投資予算の額を下回るものとする。

(公共事業関係長期計画の期間の延長)

ロ 公共事業関係長期計画の期間を延長するため、下記の法律の規定の特例を定める。

- ・ 治山治水緊急措置法
- ・ 森林法
- ・ 港湾整備緊急措置法
- ・ 下水道整備緊急措置法
- ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法
- ・ 都市公園等整備緊急措置法
- ・ 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

(3) 文教

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、文教予算について、児童又は生徒数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体の役割分担等の観点から、義務教育、国立学校、私学助成等の分野について見直し、抑制するものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費（経常費助成）の額は、それぞ

れ、当該各年度の前年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費（経常費助成）の額を上回らないものとする。

(第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画等の期間の延長)

口 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画並びに第5次公立高等学校学級編制及び教職員配置改善計画の期間を2年間延長するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の規定の特例を定める。

(4) 防衛

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、防衛予算について、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における防衛関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないものとする。

(5) 政府開発援助

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、政府開発援助について、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

平成10年度の当初予算における政府開発援助費の額は、平成9年度の当初予算における政府開発援助費の額に10分の9を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における政府開発援助費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るものとする。

(6) 農林水産

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、農林水産関係予算について、農林水産業のない手に対して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図りつつ、重点的かつ効率的なものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における主要食糧関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないものとする。

(7) 科学技術予算

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、科学技術基本法に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発、防衛等に係る研究に関する経費を極力抑制するとともに、同計画について、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

科学技術振興費については、資金配分の重点化及び効率化を進め、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

平成10年度の当初予算における科学技

術振興費の額は、平成9年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における科学技術振興費の額の各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に対する増加額は、大幅に抑制するものとする。

(国立試験研究機関等の統廃合計画の策定)
 □ 政府は、国立試験研究機関及び試験研究を行う特殊法人等の統廃合計画を策定するものとする。

(8) エネルギー

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入額を圧縮するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一層の効率化を行うものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額は、当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないものとする。

(9) 中小企業対策

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、中小企業対策費について、すべての歳出を見直すものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算にお

ける中小企業対策費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないものとする。

(10) 補助金等

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、社会経済情勢の変化、国及び地方公共団体と民間との間で分担すべき役割並びに国と地方公共団体との間で分担すべき役割の在り方を踏まえ、すべての分野において補助金等に関する見直しを行うものとする。

各省各庁の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(イ) その所管する補助金等ごとに、当該補助金等の交付目的等に応じ、交付決定額の下限等交付の決定に関する基準を定める。

(ロ) その所管する補助金等の交付目的等に応じその交付の決定の概要等を公表するものとし、その具体的方法等を定めるとともに、補助金等に係る予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努める。

□ 政府は、地方公共団体に対する補助金等を次に掲げるいずれかに区分するものとし、(イ) に該当する補助金等については、交付の対象となる事業等又は当該事業等に係る施策の見直しを行うことにより、削減又は合理化を行うものとともに、(ロ) に該当する補助金等については、集中改革期間の各年度において、各省各庁所管ごとの当初予算計上額の合計額が、当該各年度の前年度の当初予算計上額の合計額に10分の9を乗じた額を上回らないものとする。

(イ) 国家の統治又は安全及び対外関係の処理等専ら国の利害に関するもの並びに憲法上の国民の基本的権利を保障するためのもの等（以下「制度的補助金等」という。）

(ロ) 制度的補助金等以外のもの

ハ 政府は、特殊法人及び認可法人に対する補助金等について、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を行うものとする。

ニ 政府は、民間団体等に対する補助金等を次に掲げるいずれかに区分するものとし、(イ)に該当する補助金等については、交付の対象となる事業等又は当該事業等に係る施策の見直しを行うことにより、削減又は合理化を行うものとともに、(ロ)に該当する補助金等については、集中改革期間の各年度において、各省各庁所管ごとの当初予算計上額の合計額が、当該各年度の前年度の当初予算計上額の合計額に10分の9を乗じた額を上回らないものとする。

(イ) 法律に基づくもの等

(ロ) (イ)に該当するもの以外のもの

(11) 人件費

(人件費の抑制)

集中改革期間中、適切な措置を講ずることにより、総人件費を極力抑制することとする。

(12) その他の経費

(その他の経費の抑制)

以上の量的縮減目標が定められた経費以外の経費について、集中改革期間の各

年度の当初予算における額が当該各年度の前年度の当初予算における額を上回らないなど厳しく抑制することとする。

6. 地方財政の健全化

(1) 地方公共団体の財政構造改革に関する努力

地方公共団体は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国に準じ、財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(2) 地方公共団体に対する行財政上の措置

政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行財政上の措置を講ずるものとする。

(3) 地方財政計画における一般歳出総額の抑制

政府は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方財政計画における地方一般歳出について、平成10年度の地方一般歳出総額が平成9年度の地方一般歳出総額を下回るなど厳しく抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

7. 更なる歳出削減のための措置

政府は、集中改革期間における財政構造改革の実施状況を勘案し、財政構造改革の当面の目標を達成するため、必要があると認める場合には、更なる歳出削減のための措置を講ずるものとする。

(注) 今後、法制上の観点を含め所要の調整を行う必要があり、その結果、法律案の内容に異動が生じることがある。

◆大蔵省、「金融関係の規制の撤廃等について」を発表

大蔵省は、6月30日、「金融関係の規制の撤廃等について」を発表した。その内容は以下のとおり。

「規制緩和推進計画の再改定について」（3月28日閣議決定）にその撤廃等が盛り込まれた金融関係の下記の事項について、「我が国金融システムの改革について」（6月13日金融制度調査会答申）も踏まえ、以下のとおりの措置を講ずることとした。

記

1. 普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制

(1) 普通銀行本体での劣後債の発行

普通銀行本体での劣後債の発行を本年6月30日から認める。

(2) 変動金利定期預金の最長預入期間制限

変動金利定期預金の最長預入期間制限（現行3年以内）を98年4月から撤廃する。

(3) CDの預入期間制限

CDの預入期間制限（現行2週間以上5年以内）を98年4月から撤廃する。

(4) 普通銀行による普通社債の発行のほか、

普通銀行本体でのユーロ円社債・外貨建て社債の発行及び普通銀行の海外ペーパーカンパニーによる普通社債の発行など普通銀行による普通社債の発行に準ずる経済効果

を有する債券の発行も、99年度下期中に認める。

2. 信託銀行子会社に係る弊害防止措置の見直し

- ・親子間の金銭債権の信託に係る規制（50%ルール）を撤廃する。
- ・系列投信委託会社からの証券投資信託受託に関する規制（25%ルール）を撤廃する。

3. 地域金融機関が本体で行うことができる信託業務の範囲

不動産管理信託及び自行が受託した特定贈与信託又は公益信託に係る受託財産の合同運用を本年10月1日から解禁する。

4. 金融機関の店舗関係の規制

以下の規制の撤廃等について、本年7月中旬に省令改正等所要の措置を講ずる。

- ・店舗設置場所基準、店舗人員基準の撤廃
- ・店舗設置に係る店舗内示制度の撤廃
- ・資金移動取引に関する規制の撤廃
- ・営業時間延長の届出の廃止その他所要の店舗関係規制の撤廃・緩和

5. 劣後特約付借入金の貸手範囲等

金融機関の自己資本比率の算定に際して、自己資本に算入することのできる劣後特約付借入金の貸手範囲等を本年7月中に拡大する。

6. 銀行に係る配当性向・増資ルール

銀行の配当性向に関する基準及び銀行が増資を行うに当たっての基準を本年7月中に撤廃する。

◆現行金利一覧 (9年7月15日現在) (単位 年%)

| | 金 利 | 実施時期()内 前回水準 |
|---|-------|------------------|
| 公定歩合 | | |
| ・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合 | 0.5 | 7.9. 8 (1.00) |
| ・その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 0.75 | 7.9. 8 (1.25) |
| 短期プライムレート | 1.625 | 7. 9.14 (2.0) |
| 長期プライムレート | 2.7 | 9. 7.10 (2.9) |
| 政府系金融機関の貸付基準金利 | | |
| ・日本開発銀行 | 2.80 | 9. 7.11 (2.90) |
| ・中小企業金融公庫、国民金融公庫 | 2.80 | 9. 7.11 (2.90) |
| ・住宅金融公庫 | 3.10 | 8.10. 9 (3.25) |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年) | 2.50 | 9. 7.11 (2.60) |
| (期間5年~7年) | 2.65 | 9. 7.11 (2.75) |
| (期間7年以上) | 2.80 | 9. 7.11 (2.90) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(9年7月15日現在)

| | | 発 行 条 件 | 改定前発行条件 |
|-------------|--|---|--|
| 国 債 (10年) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>2.572</u> 表面利率(%) <u>2.6</u> 発行価格(円) <u>100.22</u> | 〈6月債〉 2.594 2.7 100.84 |
| 割引国債(5年) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>1.904</u> 同税引後(%) <u>1.545</u> 発行価格(円) <u>91.00</u> | 〈5月債〉 1.626 1.321 92.25 |
| 政府短期証券(60日) | | 〈7年9月13日発行分～〉 応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円) 0.374 0.375 99.9384 | 〈7年7月31日発行分～〉 0.625 0.625 99.8973 |
| 政府保証債(10年) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>2.663</u> 表面利率(%) <u>2.6</u> 発行価格(円) 99.50 | 〈6月債〉 2.864 2.8 99.50 |
| 公募地方債(10年) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>2.676</u> 表面利率(%) <u>2.6</u> 発行価格(円) 99.40 | 〈6月債〉 2.877 2.8 99.40 |
| 利付金融債(3年物) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>1.300</u> 表面利率(%) <u>1.3</u> 発行価格(円) 100.00 | 〈6月債〉 1.500 1.5 100.00 |
| 利付金融債(5年物) | | 〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>1.800</u> 表面利率(%) <u>1.8</u> 発行価格(円) 100.00 | 〈6月債〉 2.000 2.0 100.00 |
| 割引金融債 | | 〈7月後半債〉 応募者利回り(%) <u>0.502</u> 同税引後(%) <u>0.411</u> 割引率(%) <u>0.49</u> 発行価格(円) <u>99.50</u> | 〈7月前半債〉 0.553 0.462 0.54 99.46 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度（F R B）および連邦公開市場委員会（F O M C）、5月20日開催の同委員会議事録を公開

7月3日、米国連邦準備制度および連邦公開市場委員会は、5月20日に開催した同委員会の議事録を公開した。その主な内容は、以下のとおり。

（結論）

現状の金融スタンスの維持を決定（なお、Broaddus委員<リッチモンド連銀総裁>は、設備需要の強さを考慮した場合、インフレ圧力の顕現化を回避するためには、金融引き締めが必要と主張）。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることがあり得るとすることで一致。

（議論の要点）

（1）米国経済は、96年末から97年初めにかけての極めて速いテンポの拡大から、このところ明確に鈍化。第2四半期の拡大テンポ鈍化の程度や先行きの見通しについては、不確実性が大きいが、根底にある景気の腰はかなり強く、現状の金融環境の下では、潜在成長率並み、ないしこれをやや上回るペースでの景気拡大が予想される。なお、多くの委員が、消費者や企業の高いコンフィ

デンス、良好な金融環境を背景に、成長率が予想比高まる可能性を指摘。

（2）物価面をみると、最近の速い成長テンポやそれに伴う高い資源の利用率にもかかわらず、引き続き落ち込んでいる。これには、一部間違いなく、ドル高が寄与しているが、完全雇用ないしそれを幾分上回るタイトな労働需給の下での驚くべき物価の落ち着きをもたらしたその他の要因については、説明し難い。こうした中にあって委員は、生産性が現行の公表されている統計よりも上昇している可能性があり、これがインフレ抑制に重要な役割を果たしていることに注目。

先行きは、生産資源の利用率や賃金のジリ高を背景に、また予想される需要動向を勘案すると、インフレ率が幾分上昇するとみられるが、その時期や程度は、需要の強さに依存するとみられる。もっとも、過去の経験則が、現在の物価動向と十分に適合的でないことから、こうしたインフレ見通しには、不確実性が残る。

（3）当面の政策運営については、何人かの委員が若干の引き締めが望ましいとしたが、現状、経済の拡大テンポがより持続可能なペースへと鈍化しており、また先行きの拡大テンポ鈍化の程度やインフレ見通しが不確実な状況下にあっては、現状、インフレ上昇傾向がみられない以上、いかなる金融

引き締めに対してもより慎重な態度をとることが望ましいとの判断から、最終的には1名の委員を除き現状の金融政策を維持することで合意。その際には、何人かの委員から、実質金利が異常に低いわけではなく、従って現状の政策スタンスが、望ましい引き締めの程度からそう大きく乖離しているわけではない、との見方も示された。

次回会合までの政策変更の余地については、インフレ圧力を考慮した場合、潜在的には先行き引き締めが必要になる可能性を勘案し、中立から引き締めバイアスに変更することで、全ての委員が同意した。

◆ドイツ政府、1997年度連邦補正予算案、1998年度連邦予算案および中期財政計画を閣議決定

ドイツ政府は、7月11日、1997年度（1月～12月）連邦補正予算案、1998年度連邦予算案および中期財政計画を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

1. 1997年度連邦補正予算案・1998年度連邦予算案

今次補正予算案では、税収の下振れや失業者の上振れを背景とする財政赤字の拡大に対処するため、政府保有テレコム株の早期放出を実施するとともに、政府借入を増額することとした。

また、1998年度連邦予算案では、歳出を引き続き抑制する一方、税収増や民営化収入などにより、財政赤字は1997年度に比べ大幅に縮小する見通し。

| | (単位 億独マルク、()内は前年度比 %) | | |
|------|------------------------|--------------|---------------|
| | 1997年度当初予算 | 1997年度補正後予算案 | 1998年度予算案 |
| 歳 出 | 4,399 | 4,586 | 4,610 (+ 0.5) |
| 歳 入 | 3,866 | 3,875 | 4,032 (+ 4.1) |
| 税 収 | 3,457 | 3,367 | 3,476 (+ 3.2) |
| その他 | 409 | 508 | 556 (+ 9.4) |
| 財政赤字 | 533 | 712 | 578 (▲18.8) |

2. 2001年度までの中期財政計画

今次中期財政計画では、財政赤字は1999年度に1998年度並みを計上した後、2001年度にかけて緩やかに縮小するとの計画。

| | (単位 億独マルク、()内は前年度比 %、< >内は昨年時点での計画) | | | | | |
|------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 1996年度 (実績) | 1997年度 (補正後) | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 | 2001年度 |
| 歳 出 | 4,556 | 4,586 (+0.7) | 4,610 (+0.5) | 4,623 (+0.3) | 4,711 (+1.9) | 4,800 (+1.9) |
| 歳 入 | 3,773 | 3,875 (+2.7) | 4,032 (+4.1) | 4,047 (+0.4) | 4,177 (+3.2) | 4,330 (+3.7) |
| 財政赤字 | 783 | 712 <599> | 578 <565> | 576 <562> | 534 <554> | 470 <489> |

◆英国政府、1997年度補正予算案および経済見通しを発表

英国政府は、7月2日、1997年度補正予算案および経済見通し等を発表した（同日ブラウン財相が「予算演説」を実施）。なお、労働党による予算編成は、1979年度以来約18年振り。その概要は以下のとおり。

1. 経済見通し

| | 1996年実績 | 1997年見通し | 1998年見通し | |
|-------------|----------|----------|-----------|----------|
| | | | 前回見通し | 1998年見通し |
| 実質 GDP | 2.5 | 3.25 | 3.5 | 2.5 |
| 製造業生産 | 0.25 | 1.5 | 3.0 | 0.75 |
| 小売物価（第4四半期） | 3.25 | 2.5 | 2.5 | 2.75 |
| 経常収支 | < △ 5 > | < △ 60 > | < △42.5 > | < △ 90 > |
| 財政収支（年度ベース） | < △227 > | < △109 > | < △192 > | < △ 40 > |
| 同対 GDP 比 % | 4.0 | 1.5 | 2.5 | 0.25 |

(注) 1. 前回見通しは1997年度予算案発表時（1996年11月）の見通し。

2. 小売物価はモーゲージ金利を除いたベース。

3. 財政収支は、金額はPSBRベース、対GDP比はマストリット基準ベース。

2. 財政政策

1997年度補正予算案では、緊縮財政を堅持し、歳出の抑制を図る一方、歳入面において民営化された公益企業の超過利潤に対する1回限りの課税（Windfall Tax）を実施するほか、物品税や住宅関連税において一部増税を行う。ただし、法人税は、民間企業の投資を促すために税率を引き下げる（標準税率33%→31%）。

また、21世紀型の福祉国家建設に向けて、Welfare-to-Work Programmeを策定し、雇用機会の拡充や教育施設の充実に注力する。

3. インフレ目標値^(注)

本年中は、前政権が設定したインフレ目標値（モーゲージ金利を除いたベースの小売物価で前年比+2.5%）を継続。また、1998年のインフレ目標値は、同+2.75%に設定。

^(注) 本年5月6日のイングランド銀行の独立性強化構想公表後も、インフレ目標値は政府が公表することとなっている。

◆イタリア銀行、政策金利を引き下げ

イタリア銀行は、6月27日、政策金利を以下のように引き下げるなどを発表した（（ ）内は実施日）。

（6月30日）

| | |
|--------|-------------|
| 公定歩合 | 6.75%→6.25% |
| 高率適用金利 | 8.25%→7.75% |

◆イングランド銀行、政策金利を引き上げ

イングランド銀行は、7月10日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

| | |
|------|-------------|
| レポ金利 | 6.50%→6.75% |
|------|-------------|

◆韓国政府、金融制度改革最終案を発表

韓国政府は、6月16日、金融改革委員会第二次答申の一部を修正し、金融制度改革最終案を発表した。主な内容は、以下のとおり。

- ① 首相直属の金融監督委員会を新設し、その傘下に、イ) 既存の銀行監督院、保険監督院、証券監督院を統合した金融監督院、ロ) 証券・先物委員会を設置。
- ② 財政経済院の傘下に、統合預金保険機構を設置。

なお、第二次答申からの主な変更点は、①金融機関の健全性を指導する権限を、韓国銀行から金融監督院へ移管すること、②統合預金保険機構を金融監督委員会傘下から財政経済院傘下に変更したこと、等。

◆韓国銀行、1997年の実質GDP成長率見通しを上方修正

韓国銀行は、7月7日、1997年の実質GDP

成長率見通しを前年比+6.0%に上方修正した（1997年実質GDP成長率見通し＜前年比＞：1996年11月時点+6.4%→1997年3月時点+6.0%→4月時点+5.5%～+6.0%→今回+6.0%）。

◆香港株式市場におけるハンセン 中国系香港企業株指数の提供 開始

香港株式市場において、HSIサービス社が6月16日より、ハンセン中国系香港企業株指数（レッドチップ<Hang Seng China-affiliated Corporation Index>、主要32銘柄で構成）の提供を開始した。

◆フィリピン中央銀行、為替制度 を一部変更

フィリピン中央銀行は、7月11日、ペソの対米ドル為替レートの許容変動幅を拡大すると発表した（従来は、前日の平均レートから上下1.5%変動した場合、取引を停止することとなっていた。なお、新しい変動幅は未公表）。

◆タイ政府、金融システム安定化の ための4政令案を承認

タイ政府は、6月24日、ファイナンス・カンパニー等の経営強化、不良債権処理促進を企図した4政令案を承認した。主な内容は、以下のとおり。

（1）地場銀行に対する外資出資上限（現行

25%）引き上げ

（2）ファイナンス・カンパニー等の合併促進策

- ① 金融当局による、緊急時におけるファイナンス・カンパニー等の合併強制。
- ② 合併にかかる税金等の減免。
- ③ 合併後の新会社に対する外国為替業務、支店開設、公的預金取扱の認可。
- ④ 合併後の新会社に対し、銀行免許の取得申請を認可。

（3）不動産関連貸出債権の証券化

（4）抵当証券販売会社の設立

◆タイ中央銀行と大蔵省、ファイ ナンス・カンパニー16社に 対し業務停止を命令

タイ中央銀行と大蔵省は、6月27日、資産内容の悪化が深刻なファイナンス・カンパニー16社に対し、30日間の業務停止を命令。主な内容は、以下のとおり。

- ① ファイナンス・カンパニー16社の30日間業務停止。
- ② 当該16社は、14日以内に大手ファイナンス・カンパニーとの合併計画を作成し、大蔵大臣に提出。
- ③ 経営基盤の安定しているファイナンス・カンパニー5社が中心となって、小規模ファイナンス・カンパニーの統合を検討する。
- ④ 合併後の新会社に対しては、5社を上限に銀行免許を交付。銀行免許を交付されない新会社に対しても、外国為替取引、支店開設等業務範囲拡大を認可。

◆タイ、管理フロート制へ移行

タイのタノン蔵相は、7月2日、同国の為替レート制度を管理フロート制へ移行することを発表した。また、タイ中央銀行は、公定歩合を2%引き上げることを発表（10.5%→12.5%）、いずれも即日実施された。

◆インドネシア政府、規制緩和策等を発表

インドネシア政府は、7月7日、以下の点を骨子とする規制緩和策等を発表した。

- ①関税率引き下げ
- ②地方税減税
- ③天然パーム油の輸出関税課税方法変更
- ④食糧管理庁による粗糖独占輸入制廃止
- ⑤海運業の円滑化のため、中古漁船・貨物船の輸入を許可

◆インドネシア中央銀行、ルピアの変動幅を拡大

インドネシア中央銀行は、7月11日、ルピアの対米ドル為替レートの許容変動幅の拡大（1996年1月、44ルピア→66ルピア→6月、118ル

ピア→9月、192ルピア→今回、304ルピア）を実施した。

◆中国国務院、海外における株式発行および上場に関する管理を強化

中国国務院は、6月20日、中国系企業の海外における株式発行および上場に関する管理を強化する旨の通知を発出した。主な内容は、

- ①海外に上場している中国系企業が同一市場で分離上場および株式発行等を行う場合は、当該地の証券取引監督機関の監督を受けることとなるが、同時に中国国内に所在する親会社も、当該案件につき中国証券監督会に報告する必要、
- ②海外に登記している中国系企業が海外で上場するためには、1) 海外に資産を保有すること、2) 中国国内に資産を3年以上保有していることが必要、
- ③国内企業の資産を海外の中国系企業に移転する場合、国内企業および中国系企業は、国務院の主管部門の同意を得た上、中国証券監督会および国務院証券委員会の認可を得る必要。